

杉並区立郷土博物館処務規則

平成元年三月三十一日

教委規則第十四号

改正 平成一二年 三月三〇日教委規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 郷土博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 三 経理に関する事。
- 四 事業の企画に関する事。
- 五 郷土博物館運営協議会に関する事。
- 六 施設の利用及び維持管理に関する事。
- 七 資料の収集、保管及び展示に関する事。
- 八 利用者の奉仕に関する事。
- 九 調査・研究に関する事。
- 十 刊行物等に関する事。
- 十一 講演会等を開催する事。
- 十二 学校教育等における郷土学習の援助に関する事。
- 十三 他の博物館等との連絡調整に関する事。
- 十四 資料の寄贈及び寄託に関する事。
- 十五 前各号のほか、郷土博物館の運営上必要な事。

(職員)

第三条 郷土博物館に館長及び次長を置く。

- 2 郷土博物館に主査を置くことができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、郷土博物館に必要な職員を置く。

(職責)

第四条 館長は、教育委員会事務局次長(以下「事務局次長」という。)の命を受け、郷土博物館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、館長を補佐し、郷土博物館の事務を処理する。
- 3 主査は、上司の命を受け、郷土博物館の事務のうち、特定の事務を処理する。
- 4 前三項以外の職員は、上司の命を受け、郷土博物館の事務に従事する。

(報告)

第五条 館長は、毎月五日までに、次に掲げる事項について、教育委員会事務局社会教育スポーツ課長を経由して、事務局次長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
- 二 前月分の事業の実績及び概要

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度報告しなければならない。

(準用)

第六条 この規則に定めるものを除いては、杉並区教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月三〇日教委規則第八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。